

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2020年8月21日
【会社名】	株式会社アイ・エス・ビー
【英訳名】	I S B CORPORATION
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 若尾 逸雄
【本店の所在の場所】	東京都品川区大崎5丁目1番11号
【電話番号】	03(3490)1761(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 竹田 陽一
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区大崎5丁目1番11号
【電話番号】	03(3490)1761(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部長 竹田 陽一
【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集(売出)金額】	一般募集 1,152,000,000円 オーバーアロットメントによる売出し 180,000,000円 (注)1 募集金額は、会社法上の払込金額(以下、本有価証券届出書において「発行価額」という。)の総額であり、2020年8月14日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。 ただし、今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額は上記の金額とは異なります。 2 売出金額は、売出価額の総額であり、2020年8月14日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	1 今回の募集及び売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 2 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	479,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 単元株式数 100株

- (注) 1 2020年8月21日(金)開催の取締役会決議によります。
- 2 本募集(以下、「一般募集」という。)に伴い、その需要状況等を勘案し、71,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出し(以下、「オーバーアロットメントによる売出し」という。)を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
- 3 一般募集とは別に、2020年8月21日(金)開催の取締役会において、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」に記載の大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式71,000株の第三者割当増資(以下、「本件第三者割当増資」という。)を行うことを決議しております。
- 4 一般募集に関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 2 ロックアップについて」をご参照下さい。
- 5 振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

2020年9月1日(火)から2020年9月4日(金)までの間のいずれかの日(以下、「発行価格等決定日」という。)に決定される発行価額にて後記「3 株式の引受け」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で一般募集を行います。引受人は払込期日に発行価額の総額を当社に払込み、一般募集における発行価格の総額との差額は引受人の手取金とします。当社は引受人に対して引受手数料を支払いません。

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	-	-	-
一般募集	479,000株	1,152,000,000	576,000,000
計(総発行株式)	479,000株	1,152,000,000	576,000,000

- (注) 1 全株式を金融商品取引業者の買取引受けにより募集します。
- 2 発行価額の総額は、引受人の買取引受けによる払込金額の総額であります。
- 3 資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額であり、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとし、また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とします。
- 4 発行価額の総額及び資本組入額の総額は、2020年8月14日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	発行価額(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
未定 (注)1、2 (発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値(当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値)に0.90~1.00を乗じた価格(1円未満端数切捨て)を仮条件とします。)	未定 (注)1、2	未定 (注)1	100株	自 2020年9月7日(月) 至 2020年9月8日(火) (注)3	1株につき発行価格と同一の金額	2020年9月10日(木) (注)3

(注)1 日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件による需要状況等を勘案した上で、2020年9月1日(火)から2020年9月4日(金)までの間のいずれかの日(発行価格等決定日)に、一般募集における価額(発行価格)を決定し、併せて発行価額(当社が引受人より1株当たりの新株式払込金として受取る金額)及び資本組入額を決定します。なお、資本組入額は前記「(1)募集の方法」に記載の資本組入額の総額を前記「1 新規発行株式」に記載の発行数で除した金額とします。

今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の用途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <https://www.isb.co.jp/newsroom/general-news/>)(以下、「新聞等」という。)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 前記「2 株式募集の方法及び条件」の冒頭に記載のとおり、発行価格と発行価額とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

3 申込期間及び払込期日については、上記のとおり内定しておりますが、発行価格等決定日において正式に決定する予定であります。なお、上記申込期間及び払込期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で2020年8月31日(月)から2020年9月4日(金)までを予定しておりますが、実際の発行価格等の決定期間は、2020年9月1日(火)から2020年9月4日(金)までを予定しております。

したがって、

発行価格等決定日が2020年9月1日(火)の場合、申込期間は「自 2020年9月2日(水) 至 2020年9月3日(木)」、払込期日は「2020年9月7日(月)」

発行価格等決定日が2020年9月2日(水)の場合、申込期間は「自 2020年9月3日(木) 至 2020年9月4日(金)」、払込期日は「2020年9月8日(火)」

発行価格等決定日が2020年9月3日(木)の場合、申込期間は「自 2020年9月4日(金) 至 2020年9月7日(月)」、払込期日は「2020年9月9日(水)」

発行価格等決定日が2020年9月4日(金)の場合、上記申込期間及び払込期日のとおり、となりますのでご注意ください。

4 申込みの方法は、申込期間内に後記申込取扱場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

5 申込証拠金のうち発行価額相当額は、払込期日に新株式払込金に振替充当します。

6 申込証拠金には、利息をつけません。

7 株式の受渡期日は、払込期日の翌営業日であります。

したがって、

発行価格等決定日が2020年9月1日(火)の場合、受渡期日は「2020年9月8日(火)」

発行価格等決定日が2020年9月2日(水)の場合、受渡期日は「2020年9月9日(水)」

発行価格等決定日が2020年9月3日(木)の場合、受渡期日は「2020年9月10日(木)」

発行価格等決定日が2020年9月4日(金)の場合、受渡期日は「2020年9月11日(金)」

となりますのでご注意ください。

株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

(3) 【申込取扱場所】

後記「3 株式の引受け」欄に記載の引受人及びその委託販売先金融商品取引業者の本店及び国内各支店で申込みの取扱いをします。

(4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三井住友銀行 五反田支店	東京都品川区東五反田一丁目14番10号

(注) 上記払込取扱場所での申込みの取扱いは行いません。

3 【株式の引受け】

引受人の氏名又は名称	住所	引受株式数	引受けの条件
大和証券株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	479,000株	1 買取引受けによります。 2 引受人は新株式払込金として、払込期日に払込取扱場所へ発行価額と同額を払込むこととします。 3 引受手数料は支払われません。ただし、一般募集における価額(発行価格)と発行価額との差額は引受人の手取金となります。
計	-	479,000株	-

4 【新規発行による手取金の使途】

(1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
1,152,000,000	11,000,000	1,141,000,000

(注) 1 引受手数料は支払われないため、発行諸費用の概算額は、これ以外の費用を合計したものであります。また、消費税等は含まれておりません。

2 払込金額の総額(発行価額の総額)は、2020年8月14日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

(2) 【手取金の使途】

上記差引手取概算額1,141,000,000円については、一般募集と同日付をもって取締役会で決議された本件第三者割当増資の手取概算額上限168,000,000円と合わせた手取概算額合計上限1,309,000,000円について、2021年5月までに全額を金融機関から借り入れた短期借入金の返済資金に充当する予定であります。

なお、当該短期借入金は、2016年12月20日に株式譲渡契約を締結し、2017年1月25日に株式取得及び子会社化した株式会社アートの株式取得のために調達したもので、2018年12月20日に株式譲渡契約を締結し、2019年1月30日に株式取得及び子会社化した株式会社テイクス及び株式会社T-stockの株式取得のために調達したものの一部及び運転資金として調達したものであります。

ソフトウェア開発の受託業務を主とする当社グループの経営環境は、好業績による企業の高水準なIT関連投資を背景に、従来のシステム開発案件に加えてIoTやAI等に関連する新たなサービスが好調に推移し、かつ当面はその傾向が続くものと見込んでおります。しかしながら、足元では、それら旺盛なIT関連投資需要を支えるIT技術者の不足が深刻な問題となっており、人材の需給関係については、今後も非常に厳しい状況が続くと考えております。当社は、より一層の人材確保を図り、IT関連投資需要を着実に取り込んでいくことが、

当社グループが事業規模を拡大させて行く上で重要と考えております。そのための戦略の一つとして、当社グループでは、企業の買収や資本提携を含めたM & A戦略を推進することにより、IT技術者を確保するとともに、顧客分野の拡大及び技術力の向上といった相乗効果を通じ、事業規模の拡大を図ることを企図しております。

今回の資金調達により、短期借入金の返済を実行し財務基盤を強固にすることで、当社グループの信用力を高め、更なる事業拡大に向け資金調達の余地を広げておくことで、機動的な経営戦略の実行の可能性を大きくし、今後も企業価値を向上させることができるものと考えております。

ただし、発行価格等の決定に伴う手取概算額の変動により、手取概算額が1,320百万円(2020年8月21日時点の短期借入金残高)を超過した場合は、2021年12月期までに当社グループの基幹システム刷新のための設備投資資金の一部に充当する予定であります。上記に係る投資予定額は151百万円程度であります。当社は、人材獲得及びM & A等による事業拡大を行っておりますが、それに伴い販売管理システムをはじめとした基幹システムの再構築も必要であり、当該設備投資を行うことで業務効率化が図れ、企業価値向上に結び付くものと考えております。

上記手取金について、実際の充当時期までは、当社預金口座にて適切に管理いたします。

< 公募による新株式発行及び自己株式の処分並びに第三者割当増資で調達した資金(1,021百万円)の充当状況(取締役会決議日:2015年3月3日) >

当社は、当社グループの持続的な成長のための事業基盤の充実と財務基盤強化を進め、当社グループの企業価値及び株主価値の更なる向上を目指すため、販売用の新製品開発資金及び運転資金として借り入れている借入金の返済資金の一部に充当することを目的とし、2015年3月に公募による新株式発行及び自己株式の処分並びに第三者割当増資による資金調達を実施致しました。

販売用の新製品開発の具体的な内訳は、レセプト(診療報酬明細書)のチェックのためのクラウドシステム、官公庁向け災害時等の映像伝送用移動無線装置、自治体向けマイナンバー管理システム及び電力小売りの全面自由化に伴う新規事業者用電力関連情報伝達システムへの充当を予定しておりました。レセプトのチェックのためのクラウドシステムについては当初検討していたより開発コストがかからず製作でき、一方映像伝送用移動無線装置については、当初検討していた内容より開発コストが増大しました。

マイナンバー管理システム及び新規事業者用電力関連情報伝達システムについては開発を中止することとなったため、当初予定していた充当予定金額に余りが生じたため、借入金の返済資金に追加的に充当するとともに、プロダクト開発に資金を充当致しました。

調達した資金の充当状況に関して、具体的には下記の通り変更しております。

(変更前)

[手取金の使途]

具体的な使途	充当予定金額	支出予定時期
レセプト(診療報酬明細書)のチェックのためのクラウドシステム	250百万円	2015年12月期末まで
官公庁向け災害時等の映像伝送用移動無線装置	42百万円	2015年12月期末まで
自治体向けマイナンバー管理システム	150百万円	2016年12月期末まで
電力小売りの全面自由化に伴う新規事業者用電力関連情報伝達システム	100百万円	2016年12月期末まで
借入金の返済資金	479百万円	2015年12月期末まで
合計	1,021百万円	-

(変更後)

[手取金の使途]

具体的な使途	充当予定金額	支出予定時期
レセプト(診療報酬明細書)のチェックのためのクラウドシステム	143百万円	2015年12月期末まで
官公庁向け災害時等の映像伝送用移動無線装置	87百万円	2015年12月期末まで
自治体向けマイナンバー管理システム	-	2016年12月期末まで
電力小売りの全面自由化に伴う新規事業者用電力関連情報伝達システム	-	2016年12月期末まで
借入金の返済資金	644百万円	2015年12月期末まで
プロダクト開発	147百万円	2016年12月期末まで
合計	1,021百万円	-

第2【売出要項】

1【売出株式(オーバーアロットメントによる売出し)】

種類	売出数	売出価額の総額(円)	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	71,000株	180,000,000	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号 大和証券株式会社

(注)1 オーバーアロットメントによる売出しは、一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、71,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式の売出しであります。上記オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項 1 オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

今後、売出数が決定された場合は、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金)及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の使途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <https://www.isb.co.jp/newsroom/general-news/>) (新聞等)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2 振替機関の名称及び住所

株式会社証券保管振替機構

東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

3 売出価額の総額は、2020年8月14日(金)現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

2【売出しの条件(オーバーアロットメントによる売出し)】

売出価格(円)	申込期間	申込単位	申込証拠金(円)	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 (注)1	自 2020年 9月7日(月) 至 2020年 9月8日(火) (注)1	100株	1株につき売 出価格と同一 の金額	大和証券株式 会社及びその 委託販売先金 融商品取引業 者の本店及び 国内各支店	-	-

(注)1 売出価格及び申込期間については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」において決定される発行価格及び申込期間とそれぞれ同一とします。

2 申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

3 申込証拠金には、利息をつけません。

4 株式の受渡期日については、前記「第1 募集要項 2 株式募集の方法及び条件 (2) 募集の条件」における株式の受渡期日と同一とします。

5 株式は、受渡期日から売買を行うことができます。

社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替により行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1 オーバーアロットメントによる売出し等について

一般募集に伴い、その需要状況等を勘案し、71,000株を上限として大和証券株式会社が当社株主より借受ける当社普通株式(以下、「貸借株式」という。)の売出し(オーバーアロットメントによる売出し)を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は上限を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

オーバーアロットメントによる売出しに関連して、当社は2020年8月21日(金)開催の取締役会において、一般募集とは別に、大和証券株式会社を割当先とする当社普通株式71,000株の第三者割当増資(本件第三者割当増資)を2020年10月7日(水)を払込期日として行うことを決議しております。また、同取締役会において、本件第三者割当増資について、会社法上の払込金額は、一般募集における発行価額と同一の金額とすること、会社法上の増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げること、及び会社法上の増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とすることを決議しております。

大和証券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間(以下、「申込期間」という。)中、当社普通株式について安定操作取引を行う場合があります、当該安定操作取引で買付けた株式の全部又は一部を貸借株式の返還に充当する場合があります。

また、大和証券株式会社は、申込期間終了日の翌日から2020年10月2日(金)までの間(以下、「シンジケートカバー取引期間」という。)(注)、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数を上限として、株式会社東京証券取引所において当社普通株式の買付け(以下、「シンジケートカバー取引」という。)を行う場合があります、当該シンジケートカバー取引で買付けられた株式は全て貸借株式の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内においても、大和証券株式会社の判断で、シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しを行った株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

大和証券株式会社は、オーバーアロットメントによる売出しを行った株式数から上記の安定操作取引及びシンジケートカバー取引に係る貸借株式の返還に充当する株式数を減じた株式数について、本件第三者割当増資に係る割当に応じる予定であります。

したがって、本件第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により本件第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、大和証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって、この場合には、大和証券株式会社は本件第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により本件第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引も行われません。

(注) シンジケートカバー取引期間は、

発行価格等決定日が2020年9月1日(火)の場合、「2020年9月4日(金)から2020年10月2日(金)までの間」

発行価格等決定日が2020年9月2日(水)の場合、「2020年9月5日(土)から2020年10月2日(金)までの間」

発行価格等決定日が2020年9月3日(木)の場合、「2020年9月8日(火)から2020年10月2日(金)までの間」

発行価格等決定日が2020年9月4日(金)の場合、「2020年9月9日(水)から2020年10月2日(金)までの間」

となります。

2 ロックアップについて

一般募集に関連して、当社株主である有限会社若尾商事及び若尾一史は、大和証券株式会社に対し、発行価格等決定日に始まり、一般募集の受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間(以下、「ロックアップ期間」という。)中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の売却等を行わない旨合意しております。

また、当社は、大和証券株式会社に対し、ロックアップ期間中、大和証券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式、当社株式に転換若しくは交換されうる証券又は当社株式を取得若しくは受領する権利を表章する証券の発行等(ただし、一般募集、本件第三者割当増資及び株式分割による新株式発行等を除く。)を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、大和証券株式会社は、ロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容の一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

特に新株式発行並びに株式売出届出目論見書に記載しようとしている事項は次のとおりであります。

・表紙に当社のロゴマーク  を記載します。

・表紙裏に以下の内容を記載します。

1 募集又は売出しの公表後における空売りについて

(1) 金融商品取引法施行令(以下、「金商法施行令」という。)第26条の6の規定により、「有価証券の取引等の規制に関する内閣府令」(以下、「取引等規制府令」という。)第15条の5に定める期間(有価証券の募集又は売出しについて、有価証券届出書が公衆の縦覧に供された日の翌日から、発行価格又は売出価格を決定したことによる当該有価証券届出書の訂正届出書が公衆の縦覧に供された時までの間(1))において、当該有価証券と同一の銘柄につき取引所金融商品市場又は金商法施行令第26条の2の2第7項に規定する私設取引システムにおける空売り(2)又はその委託若しくは委託の取次ぎの申込みを行った投資家は、当該募集又は売出しに応じて取得した有価証券により当該空売りに係る有価証券の借入れ(3)の決済を行うことはできません。

(2) 金融商品取引業者等は、(1)に規定する投資家が行った空売り(2)に係る有価証券の借入れ(3)の決済を行うために当該募集又は売出しに応じる場合には、当該募集又は売出しの取扱いにより有価証券を取得させることができません。

- 1 取引等規制府令第15条の5に定める期間は、2020年8月22日(土)から、発行価格及び売出価格を決定したことによる有価証券届出書の訂正届出書が2020年9月1日(火)から2020年9月4日(金)までの間のいずれかの日に提出され、公衆の縦覧に供された時までの間となります。
- 2 取引等規制府令第15条の7各号に掲げる、次の取引を除きます。
 - ・先物取引
 - ・国債証券、地方債証券、社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)、投資法人債券等の空売り
 - ・取引所金融商品市場における立会外売買による空売り
- 3 取引等規制府令第15条の6に定めるもの(売戻条件付売買又はこれに類似する取引による買付け)を含みません。

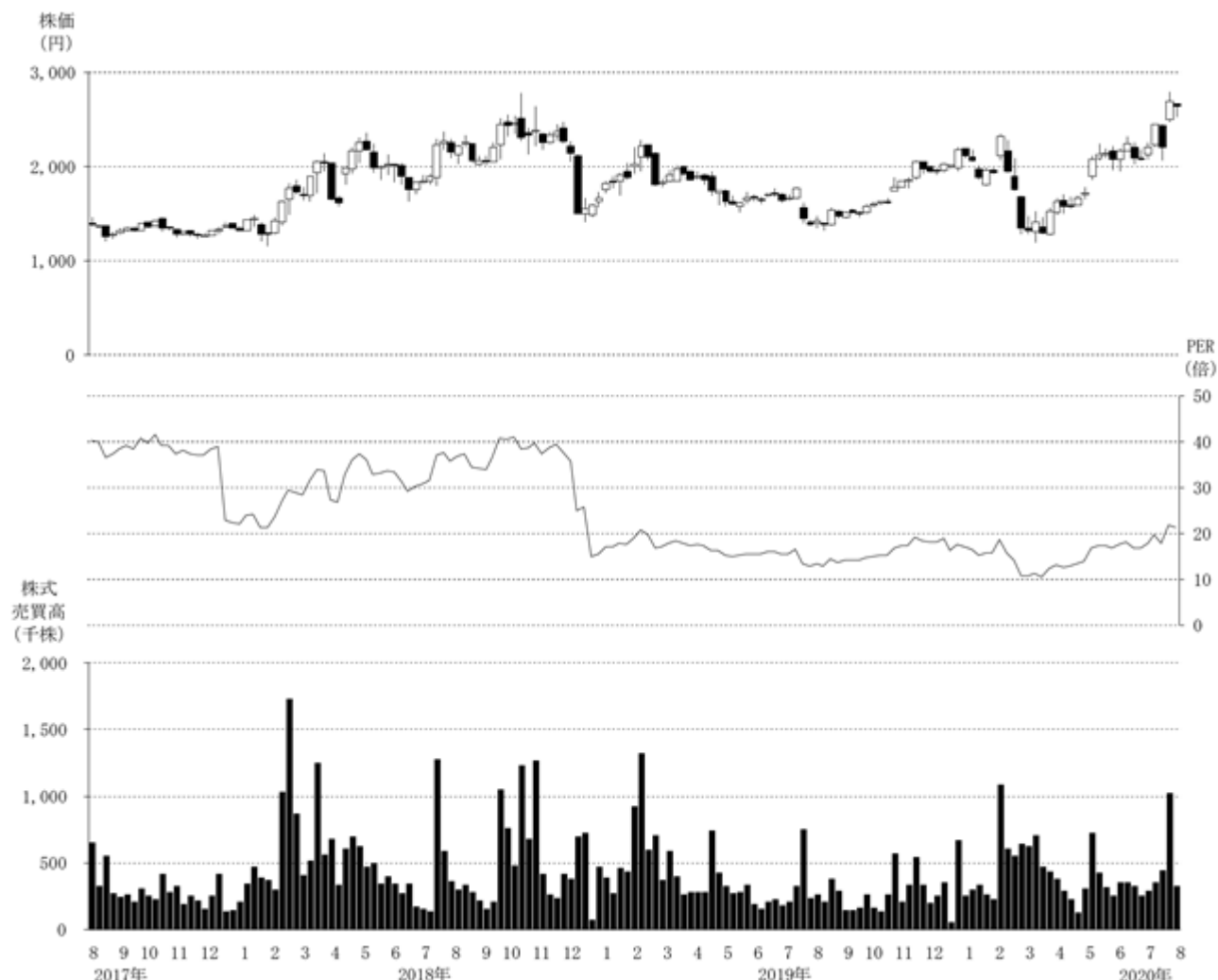
2 今後、発行価格等(発行価格、発行価額、資本組入額、売出価格及び引受人の手取金をいう。以下同じ。)が決定された場合は、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項(発行価額の総額、資本組入額の総額、差引手取概算額、本件第三者割当増資の手取概算額上限、手取概算額合計上限、手取金の用途、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。)について、目論見書の訂正事項分の交付に代え、発行価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び発行価格等の決定に係る有価証券届出書の訂正届出書の提出後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト([URL] <https://www.isb.co.jp/newsroom/general-news/>) (以下、「新聞等」という。)において公表します。発行価格等が決定される前に有価証券届出書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。また、発行価格等の決定に際し、発行価格等及び発行価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には、目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

・第一部 証券情報の直前に以下の内容を記載します。

[株価情報等]

1 【 株価、P E R 及び株式売買高の推移 】

2017年8月21日から2020年8月14日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、P E R 及び株式売買高の推移(週単位)は以下のとおりであります。



(注) 1 ・株価のグラフ中の1本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の4種類の株価を表しております。
 ・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
 ・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

2 P E R の算出は、以下の算式によります。

$$P E R (倍) = \frac{\text{週末の終値}}{\text{1株当たり当期純利益(連結)}}$$

- ・2017年8月21日から2017年12月31日については、2016年12月期有価証券報告書の2016年12月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。
- ・2018年1月1日から2018年12月31日については、2017年12月期有価証券報告書の2017年12月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。
- ・2019年1月1日から2019年12月31日については、2018年12月期有価証券報告書の2018年12月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。
- ・2020年1月1日から2020年8月14日については、2019年12月期有価証券報告書の2019年12月期の連結財務諸表の1株当たり当期純利益を使用。

2 【 大量保有報告書等の提出状況 】

2020年2月21日から2020年8月14日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第1【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

1【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第50期(自 2019年1月1日 至 2019年12月31日) 2020年3月27日関東財務局長に提出

2【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第51期第1四半期(自 2020年1月1日 至 2020年3月31日) 2020年5月29日関東財務局長に提出

3【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第51期第2四半期(自 2020年4月1日 至 2020年6月30日) 2020年8月14日関東財務局長に提出

4【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(2020年8月21日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を2020年3月30日に関東財務局長に提出

第2【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下、「有価証券報告書等」という。)に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以後、本有価証券届出書提出日(2020年8月21日)までの間において、変更及び追加すべき事項が生じております。以下の内容は、当該「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、当該変更及び追加箇所については_____ 罫で示しております。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、以下の「事業等のリスク」に記載されたものを除き、本有価証券届出書提出日(2020年8月21日)現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該将来に関する事項については、その達成を保證するものではありません。

[事業等のリスク]

当社グループの事業展開上のリスク要因になる可能性があると考えられる主な事項を以下に記載しております。

なお、本項においては、将来に関する事項を記載している場合には、当該事項は本書提出日現在において判断したものであります。

競合の激化やソフトウェア開発需要の減少等について

当社グループが属するソフトウェア業界においては、競合するソフトウェア開発会社が多数存在しており、これら事業者との競合が生じております。

当社グループは開発業務において、子会社が行うオフショア開発やニアショア開発によるコストの削減や高度な技術力の提供で対処する方針ですが、他社との更なる競合の激化が生じた場合には、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

また、新型コロナウイルス感染症について、顧客の需要動向への影響であります。プロジェクトのスタート遅れ、減員等が一部見られますが、部門連係を回り補完し、稼働率の維持を図っています。一般的にソフトウェア業界は影響の遅行性がありますので、引続き顧客動向には留意し早めの対策を実施していく方針ですが、新型コロナウイルス感染症の拡大により顧客の需要動向に想定以上の悪影響が顕現した場合や、景気低迷等によるソフトウェア開発需要の減少が生じた場合は、技術者の稼働率や受注単価が低下し、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

不採算プロジェクトについて

当社グループのソフトウェア受託開発では、業務の性質により受注時に開発規模等を正確に見積ることが困難な場合や受注後の諸条件の変更により、プロジェクトの採算が悪化する場合があります。

また、当社グループの提供するソフトウェア製品・サービスにおいて、不具合(バグ)の発生やサービス不良品の品質上の問題により手直し等の追加コストの発生や損害賠償が発生する可能性があります。

これらは、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

M & Aに伴うリスクについて

当社グループでは、企業の買収や資本参加による技術力の向上及び顧客分野の拡大を今後の経営戦略のひとつとしておりますが、対象企業にかかる経営内容や財務内容等についてデューデリジェンスを実施することにより買収によるリスクを極力回避する方針であるものの、対象企業が当初想定した業績が確保できない場合や取得時に認識されなかった偶発債務が顕在した場合等に、当社グループの業績に影響及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

買収や資本参加時において、のれんが発生する場合には資産計上し、会計規則に従った期間において償却する必要があります。また、減損の必要が生じた場合は当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

― 新事業について

当社グループは、ソフトウェア受託開発業務を設立以来の主たる事業としていますが、収益源の多様化や受託開発事業のみでは限りがある利益率の改善のため、当社グループのリスク許容度を慎重に検討しつつ新事業を展開する場合があります。しかしながら、新事業の展開は大きな先行投資を伴うことがあり、今後、当社グループが展開する新事業が計画通りに進捗しない場合、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

― 人材確保・育成について

当社グループは高度な技術力の提供を通じて競合他社との差別化を図ることを基本としておりますが、それを支えるのは技術要員であり、そのため優秀な人材の確保・育成が重要な課題であると考えております。

当社グループの必要とする人材を確保・育成できない場合や、人材獲得競争の激化や人件費の高騰等により人材の確保・育成にかかるコストが大きく増加する場合、人材の流出があった場合等には、技術革新などへの対応が十分に行えず、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

― 業績の偏重について

当社グループの利益は、第1四半期および第4四半期に偏重する傾向を有しています。

これは、売上高の面からは、セキュリティシステム事業の売上高計上時期が3月末に多く発生する傾向であることと、情報システム事業の入札案件の確定が例年第4四半期に集中することが多く、いずれの入札案件も工事進行基準に適合した取引であるため、売上高計上時期が年度末(12月)に多く発生する傾向にあることが主たる要因です。

また、費用面に関しましては、第2四半期は新入社員の入社時期であり、研修実施のコスト等により利益が減少する傾向にあり、第3四半期より有償化され、第4四半期に向け利益が増加していく傾向があることが主たる要因です。

(単位：千円)

	2019年12月期			
	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
売上高	5,697,721	5,294,726	5,598,213	5,929,597
営業利益	479,132	104,530	263,421	346,584
経常利益	490,204	111,122	262,490	363,510
親会社株主に帰属する四半期純利益	305,041	20,457	137,656	170,145

― 情報セキュリティについて

当社グループは、顧客、従業員などの個人情報やその他秘密情報を有しています。

これら情報の保護に細心の注意を払っており、シンクライアントなどのシステム強化、従業員教育及び内部監査の実施などの施策を推進していますが、万一、情報の流出が発生した場合、当社グループの信用低下や多額の費用発生(流出防止対策、損害賠償など)により当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

― 知的財産権について

当社グループが知的財産権に関し訴訟等を提起され、又は当社グループが自らの知的財産権を保全するため訴訟等を提起しなければならない事態が生じる可能性があります。

このような訴訟等には、時間、費用その他の経営資源が費やされ、また、訴訟等の結果によっては、当社グループが重要な技術を利用できなくなる可能性や損害賠償責任を負う可能性があり、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

― 災害等について

当社グループの業績は、事故や地震・台風などの自然災害、紛争・暴動・テロなどの人為的災害、新型インフルエンザなどの感染症の流行などにより事業活動の継続に支障をきたす可能性があります。

このようなりスクに備え、当社グループは、事業継続計画(BCP)を整備し影響の回避に努めています。

第3【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社アイ・エス・ビー 本店
(東京都品川区大崎5丁目1番11号)
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。